

保護者・地域の皆様へ

教員が**生徒と向き合う時間**を確保し**教育の質**を高めるため
学校における働き方改革へのご理解をお願いします！



背景

- 生徒に効果的な教育活動を行うためには、教員が健康で生き生きと働くことが大切です。
生徒と向き合うための時間や、授業の質を高めるための**授業準備の時間**を**十分に確保**できるよう、学校・教員の役割や働き方を見直し、教員の長時間勤務を早急に改善することが必要です。
- 東京都教育委員会・学校では、外部人材の活用やデジタル化による業務改善等の働き方改革を進め、**教員の時間外勤務は改善傾向**にありますが、**依然として長時間勤務の教員が多い状況**です。
東京都教育委員会は、学校の働き方改革に向けて、一層の取組を進めてまいります。
保護者・地域の皆様におかれましても、ご理解をお願いします。



教員の勤務の現状

- ✓**教員の勤務時間は8時30分から17時まで**（※1）です（全日制課程）。
- ✓早朝や**17時以降は勤務時間外**となります。
- ✓高校では、**6割**の教員が、国の基準（※2）を超えて時間外勤務をしています。
- ✓**4人に1人**を上回る教員が、**過労死ライン**（※3）を超えて時間外勤務をしています。

<都立高校教員の主な業務>

【授業時間（例：8時30分～15時30分）】

主に担当教科の授業や授業準備を行っています。

【放課後】

翌日の授業準備や教材研究のほか、生徒に対する学習指導・進路指導・部活動指導、行事の準備、保護者からの相談対応等、様々な業務があります。

平日

休日

夏休み等

部活動指導や対外試合への生徒の引率等の業務を行う場合もあります。

講習・補習、部活動指導、部活動合宿・海外派遣研修への生徒の引率等、様々な業務があります。

※ 上記以外にも、入学者選抜のための業務等があります。

※1 勤務時間は学校によって異なります。

※2 国の基準：1か月当たり45時間

※3 過労死ライン：1か月当たり80時間